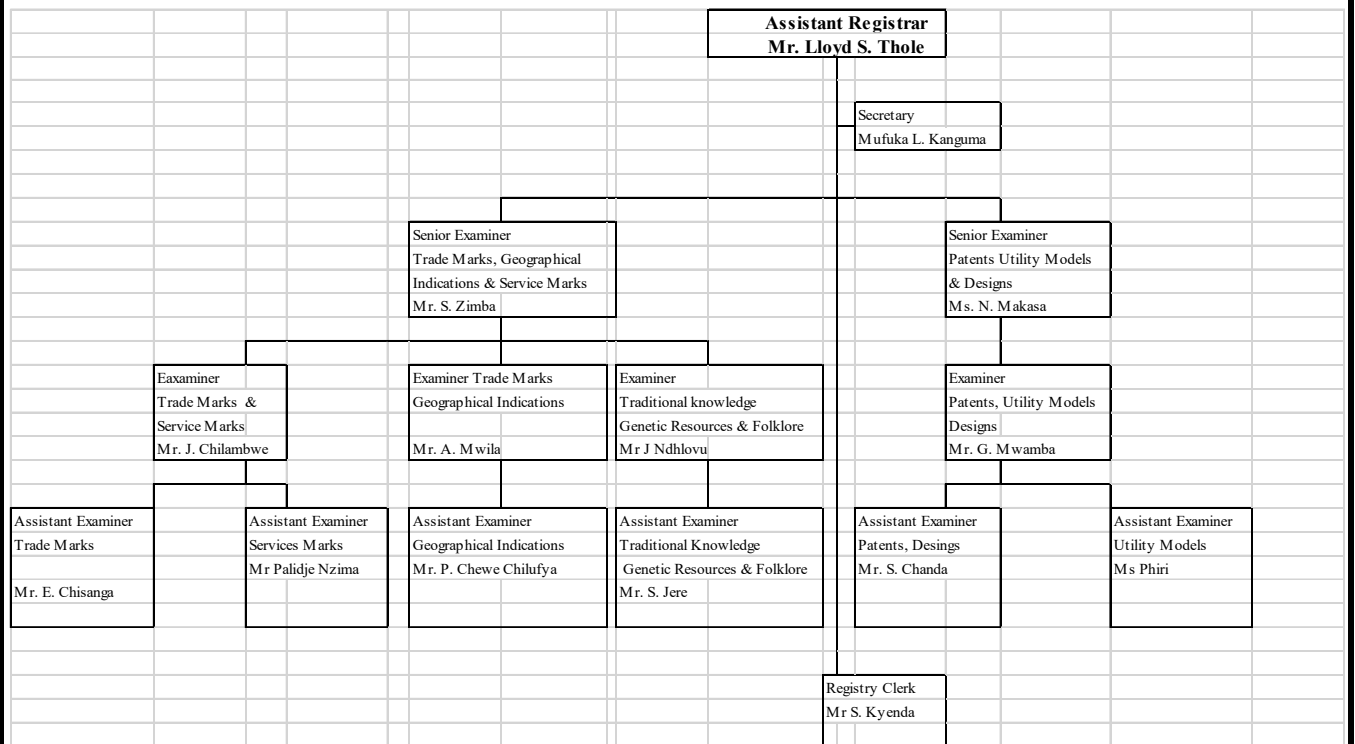


①国名	Republic of Zambia (ZM) (ザンビア共和国)				
②名称	Ministry of Commerce, Trade and Industry / Patents and Companies Registration Agency (PACRA)				
③所在地	Mwayi House, Haile Selassie Avenue, Longacres, P.O. Box 32020 Lusaka, Zambia				
④連絡先	(電話) (260 211) 255127 /151 (FAX) (260 211) 255 426				
	(E-mail) pro@pacra.org.zm (internet) https://www.pacra.org.zm				
⑤組織の長	Registrar of Patents and Companies Registration Agency : Mr. Wilson Banda				
⑥沿革	(1) 旧イギリス領北ローデシア植民地は、1964年に独立主権国家となった。				
	(2) ザンビアの知財法は、1957年に特許法No.13(Cap.692)、1958年に意匠法No.12(Cap.696)、1958年に商標法(Cap.401)が制定された。				
	(3) 特許法は、その後数回の改正が行なわれ、最新では、1987年に法律No.26により改正されている。				
	(4) 意匠法は、その後数回の改正が行なわれ、最新では、1987年に法律No.25により改正されている。				
	(5) 商標法は、その後数回の改正が行なわれ、最新では、1980年に法律No.17により改正されている。				
⑦所管	特許権、意匠権、商標権、企業名登録、商号				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1977/5/14	1992/1/2			
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
		1965/4/6			
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	ブタペスト	ヘーグ			
		ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	リスボン
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
		2001/11/15	2001/11/15		
ストラスブール	ウィーン	WTO			
		1995/1/1			

①国名	Republic of Zambia (ZM) (ザンビア共和国)					
⑪統計データ	出願件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	23	27	26	19
		(内 外国出願)	21	10	13	9
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)	21	10	13	9
	実用新案	全数				
		(内 外国出願)				
	意匠	全数	58	124	46	42
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)				
	商標	全数	3,044	3,742	3,122	3,046
		(内 外国出願)	1,961	1,837	1,951	2,008
		(内 日本から)	16	21	20	20
	登録件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	9	9	10	12
		(内 外国出願)	8	7	9	8
		(内 日本から)				
(内 PCTルート)		8				
実用新案	全数					
	(内 外国出願)					
意匠	全数	47	68	67	21	
	(内 外国出願)					
	(内 日本から)					
商標	全数	3,034	3,175	2,724	3,176	
	(内 外国出願)	2,395	2,432	2,001	2,126	
	(内 日本から)	21	23	24	27	
出典: WIPO IP Statistics						

(12) 組 織

<組織図> 特許及び企業名登録公社(PACRA)は、通商貿易産業省(Ministry of Commerce and Trade and Industry)の下部組織である。



①国名	<p style="text-align: center;">Republic of Zambia (ZM) (ザンビア共和国)</p>																															
特許制度	②最新特許法の施行年月日	1995年5月1日施行 (1994年法律第13号(Cap.400))																														
	③地理的効力の範囲	ザンビア国内のみ																														
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国																														
	⑤出願人資格	発明者又はその継承人(自然人、法人) (特許法第11条)																														
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。出願人はザンビア国内に送付先を定める必要があり、ザンビアに非居住の出願人はザンビア在住の代理人を選任しなければならない。 (特許法第12条(1)、同第68条)																														
	⑦出願言語	英語																														
	⑧特許権の存続期間及び起算日	完全明細書の提出日より16年。5年間の延長を請求できる。(最長21年) (特許法第29条)																														
	⑨新規性判断の基準	国内公知、内外国刊行物 (特許法第2条(1))																														
	⑩グレースピリオド																															
	⑪非特許対象	<p>次の事項が規定されている。 (特許法第18条)</p> <p>(1) 法又は良俗に反するもの</p> <p>(2) 自然法に反するもの</p> <p>(3) 食糧又は薬品として使用できる物質であって、既知の成分の単なる混合からなり、前記成分の既知の性質を総合したにすぎないもの</p> <p>(4) 単なる結合によって上記3に記された物質を生産する方法</p>																														
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。※方式要件のみ審査される。 (特許法第16条)																														
	⑬審査請求制度の有無	無。※方式要件のみ審査される。 (特許法第16条)																														
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。																														
	⑮出願公開制度の有無	無。公開制度はないが、出願は方式要件について審査が行われ、容認されると公告(公開)される。																														
	⑯異議申立制度の有無	有。利害関係人は何人も公告日から3月以内に異議申立を行うことができる。 (特許法第22条(1))																														
	⑰無効審判制度の有無	有。利害関係人は何人も特許の無効を裁判所に申立てることができる。 (特許法第50条(1))																														
	⑱実施義務	有。特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方までに実施が十分出ないときは、不実施取消の対象となる。 (特許法第37条(1))																														
	⑲費用 単位 ZMK (ザンビア・クチャ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <p>出願料 100 US\$</p> <p>審査請求料</p> <p>登録料 150 US\$</p> <p>[特許権維持に掛かる費用]</p> <p>年金</p> <table border="1" data-bbox="547 1742 1522 1906"> <tr> <td>3年次</td> <td>50 US\$</td> <td>8年次</td> <td>100 US\$</td> <td>13年次</td> <td>150 US\$</td> </tr> <tr> <td>4年次</td> <td>60 US\$</td> <td>9年次</td> <td>110 US\$</td> <td>14年次</td> <td>160 US\$</td> </tr> <tr> <td>5年次</td> <td>70 US\$</td> <td>10年次</td> <td>120 US\$</td> <td>15年次</td> <td>170 US\$</td> </tr> <tr> <td>6年次</td> <td>80 US\$</td> <td>11年次</td> <td>130 US\$</td> <td>16年次以降</td> <td>180 US\$</td> </tr> <tr> <td>7年次</td> <td>90 US\$</td> <td>12年次</td> <td>140 US\$</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	3年次	50 US\$	8年次	100 US\$	13年次	150 US\$	4年次	60 US\$	9年次	110 US\$	14年次	160 US\$	5年次	70 US\$	10年次	120 US\$	15年次	170 US\$	6年次	80 US\$	11年次	130 US\$	16年次以降	180 US\$	7年次	90 US\$	12年次	140 US\$		
3年次	50 US\$	8年次	100 US\$	13年次	150 US\$																											
4年次	60 US\$	9年次	110 US\$	14年次	160 US\$																											
5年次	70 US\$	10年次	120 US\$	15年次	170 US\$																											
6年次	80 US\$	11年次	130 US\$	16年次以降	180 US\$																											
7年次	90 US\$	12年次	140 US\$																													
	⑳料金減免措置の有無	無。																														
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。																														

①国名	Republic of Zambia (ZM) (ザンビア共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	1995年5月1日施行(1994年法律第13号(Cap.402))
	③地理的効力の範囲	ザンビア国内のみ
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国
	⑤出願人資格	創作者又は承継人(自然人、法人) (意匠法第7条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。出願人はザンビア国内に送付先を定める必要があり、ザンビアに非居住の出願人はザンビア在住の代理人を選任しなければならない。 (意匠法施行規則36)
	⑦出願言語	英語
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	登録日から5年、同じ期間で2度更新できる。 (意匠法第15条)
	⑨新規性の判断基準	国内公知 (意匠法第7条(2))
	⑩「グレースピリオド」	次の事項が規定されている。 ・第三者の悪意による意匠の開示は新規性を喪失することはない。
	⑪不登録対象	次のものは登録されない。 工業生産性のない彫刻作品、壁額、メダル、印刷(ブックジャケット、カレンダー、証書、クーポン、型紙、挨拶状、リーフレット、地図、設計図、はがき、切手、商業広告、商業上の書式等
	⑫実体審査の有無	有。 (意匠法第9条(2)、(3))
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	
	⑲出願公開制度の有無	無。
	⑳秘密意匠制度の有無	無。
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	有。何人も、登録意匠の無効を申立てることができる。 (意匠法第25条(2))
	㉓登録表示義務	無。表示義務はないが、侵害紛争において十分な損害賠償を得ることができないことがある。

①国名	Republic of Zambia (ZM) (ザンビア共和国)	
	②④費用 単位 単位 ZMK (ザンビア・クチャ)	[出願から登録までに掛かる費用]
		出願料 50 US\$
		登録料 90 US\$
		[意匠権の維持に掛かる費用]
	存続期間更新料	
	2回目の5年間 200 US\$	
	3回目の5年間 250 US\$	
	②⑤料金減免措置の有無	無。

①国名	Republic of Zambia (ZM) (ザンビア共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	1995年5月1日施行(1994年法律第13号(Cap.401))
	③地理的効力の範囲	ザンビア国内のみ
	④他国制度との関係	無。ザンビアはARIPO加盟国であるが、バンジュールプロトコルを批准していないため、ARIPOを利用しての商標登録出願はできない。
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、証明商標、防護標章 (商標法第26条(1)、第42条(1))
	⑥商標の種類	文字商標、記号商標、図形商標、結合商標、色彩商標
	⑦出願人資格	標章を使用又は使用を意図している者、又は承継人(自然人、法人) (商標法第22条)
	⑧権利付与の原則	先願主義と先使用主義が併存 (商標法第17条(1))
	⑨本国登録要件	
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。出願人はザンビア国内に送付先を定める必要があり、ザンビアに非居住の出願人はザンビア在住の代理人を選任しなければならない。 (商標法第13条(1))
	⑪出願言語	英語
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日より7年。さらに14年間ずつ更新できる。 (商標法第25条(1)、(2))
	⑬グレースピリオド	
	⑭不登録対象	次の事項が規定されている。(商標法第16条、第15条) (1) 法又は良俗に反する標章 (2) 中傷的な図形を含む標章 (3) 一般に欺瞞又は混乱を生じさせる標章 (4) 次のいずれかのものを含む出願 (i) "Red Cross"若しくは"Geneva Cross"の語、又は赤十字若しくは赤色のその他の十字の表示、又は赤地に白色若しくは赤地に銀色により表したスイス連邦の十字の表示又は同様な色彩による前記のものの表示 (ii) "the President", "Republic"若しくは"Zambia"の語又はその他の文字若しくは図形で出願人がザンビア共和国の大統領又は政府の援助又は認可を受けている(そのような事実の有無を問わない)と信用させるような態様で使用されるもの (iii) "patent", "patented", "registered", "registered design", "copyright", "entered at Stationers' Hall", "to counterfeit this is forgery"又はこれらと同様な効果のある言葉 (iv) ザンビア国旗の表示(他国の国旗はそれ自体では不登録の理由とならないが、登録官は出願人に当該国の管轄当局の許可証明書を提出するよう求めることができる) (v) 大統領の肖像及びこれと紛らわしいもの (vi) 生存している者の名前又は肖像でその者の承諾を得ていないもの(最近死亡した者の場合には、その者の法定代理人の承諾書が必要)
	⑮防護標章制度の有無	有。 (商標法第32条(1))
	⑯周知商標制度の有無	無。
	⑰一出願多区分制度の有無	無。 (商標法第8条)
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 (商標法第23条(3))
	⑲審査請求制度の有無	無。

①国名	Republic of Zambia (ZM) (ザンビア共和国)	
⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。	
㉑出願公開制度の有無	無。出願公開制度ではないが、出願は容認されると公告(公開)される。	
㉒異議申立制度の有無	有。何人も、公告日から2月以内に異議を申立てることができる。 (商標法第23条(4))	
㉓無効審判制度の有無	有。何人も、商標の無効を申立てることができる。 (商標法第31条(1)a)	
㉔不使用取消制度の有無	有。5年。継続して5年以上の不使用は、不使用取消の対象となる。 (商標法第31条(1)b)	
㉕商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。(ニース協定には未加盟)	
㉖図形要素の分類	(情報が得られませんでした)	
㉗譲渡要件	無。商標権は営業の譲渡とは関係なく譲渡できる。	
㉘費用 単位 ZMK (ザンビア・クチャ)	[出願から登録までに掛かる費用]	
	出願料	150 US\$(各クラスにつき)
	登録料	170 US\$(各クラスにつき)
	[商標権の維持に掛かる費用]	
存続期間更新料	450 US\$(各クラスにつき)	
㉙料金減免措置の有無	無。	